

目次

まえがき

第1章 郵政三事業の存在意義

第1節 郵便事業

第2節 郵便貯金事業

第3節 簡易保険事業

第2章 郵政改革の現状

第1節 郵政公社について

第2節 郵政三事業の現状(問題点)

第1項 郵便事業

第2項 郵便貯金事業

第3項 簡易保険事業

第4項 郵便貯金・簡易保険資金

第3章 郵政改革の必要性

第1節 郵政改革の論点

第1項 全国ネットワーク・ユニバーサルサービスの維持

第2項 改革に伴うサービスの変化

第3項 採算性

第4項 郵貯・簡保資金の行方

第5項 信書問題

第6項 特定郵便局

第2節 郵政改革の必要性

第1項 郵政改革が必要である理由

第2項 郵政改革が必要でない理由

第3項 郵政改革の必要性

第4章 海外の改革例

第1節 ドイツ

第2節 ニュージーランド

第5章 改革方法

第1節 改革方法

第1項 郵政公社維持

第2項 郵政民営化法案

第2節 メリット・デメリット

第6章 結論

まえがき

郵政三事業は、1871年の制度開始以来、近年まで大きな改革が行われることなく、推移してきた。しかし、近年、官業の郵政三事業が問題視され始めている。そこで、橋本内閣によって、1998年の「中央省庁等改革基本法」が施行され、2003年に郵政公社が誕生した。この改革は、将来の郵政民営化を見据えてのものである。郵政民営化は、2001年の小泉政権誕生以降、さらに脚光を浴びるようになった。これは、構造改革を抱えている小泉総理が、郵政民営化を改革の本丸であると位置づけているためである。そして、2005年、小泉政権は郵政民営化法案を国会に提出したが、参議院に否決された。そこで、小泉総理は、郵政民営化法案を通すために、衆議院を解散させ、2005年9月12日に衆議院総選挙が行われた。この選挙で、与党である自民・公明両党合計の議席数が、2/3以上となり、世論が郵政民営化賛成であるということが明白となった。そして、小泉政権は再び郵政民営化法案を国会に提出し、国会においても可決された。

今回、郵政改革について研究したが、郵政民営化法案は、メリット以上にデメリットが大きい事が判明した。しかし、郵政公社を維持することは、現在の問題を解決することにつながらない。そこで私は、他の改革方法を提案することにした。

第1章 郵政三事業の存在意義

第1節 郵便事業

郵便事業は、1871年に前島密によって開始された。この事業が、日本の近代化に寄与したということは言うまでもない。今日の大量の書類が往来する世の中においても郵便事業は、重要な役割を果たしている。

第2節 郵便貯金事業

郵便貯金(以降、郵貯と記す)は、1875年ごろに郵便局が貯金商品を取り扱い始めたことに始まる。当時、明治政府は富国強兵・殖産興業を掲げていたが、その目標を達成するには、多くの資金が必要であった。そこで、明治政府は、郵便局で貯金商品を扱うことで、国民から資金調達をしたのである。そして、郵貯の資金で、鉄道や道路などのインフラが整備されていった。その点では、郵貯は日本の近代化において大きく寄与していた、と言うことができる。

しかし、戦争に突入し、郵貯の役割は変化した。戦時中、国民は贅沢を控え、余分な資金は郵便局に貯金することを奨励され、郵便局で集められた資金は、財政投融资として民間の軍需産業に提供された。

そして、終戦後、郵貯の役割はさらに変化する。終戦後、最大の課題であった復興するために、郵貯は投入されていた。また、復興後、日本は高度経済成長期に入るが、郵貯の資金は財政投融资として、住宅や高速道路、鉄道の整備に使用されており、この時期においても郵貯は大きな役割を果たしていたと言うことができる。しかし、高度経済成長期が

終わり、住宅や高速道路などのインフラは一通り整備された。そのため、バブル崩壊後の不況時代における現在の郵貯は、日本全国津々浦々に窓口があり、倒産する心配のない銀行、すなわち「国民が安心して利用できる銀行」としての役割が大きい。

第3節 簡易保険事業

簡易保険事業は、1916年10月1日に当時の逓信省(後の郵政省)によって開始された。

簡易保険(以降、簡保と記す)の特徴は、加入に際して医師の診断や職業上の制約が無いことや、身近に存在する郵便局で申し込みが可能であることである。そのため、簡保は、「誰でも入れる保険」としての役割が大きい。しかし、昨今では民業であっても「誰でも入れる保険」は、登場してきており、簡保はもはやその役割を終えつつあるといえる。また、簡保により集められた資金も郵貯資金同様、財政投融资に使用されており、高度経済成長期において、郵貯とともに重要な役割を果たしてきたといえる。

第2章 郵政三事業の現状

第1節 郵政公社について

郵政公社は、1998年の「中央省庁等改革基本法」の施行により、2003年に誕生した。また、この法律によりそれまで郵政三事業を統括する組織が郵政省から総務省内の郵政事業庁へと変更されている。

郵政公社は、郵政三事業民営化への移行のための一環として設立された。郵政公社とは中央省庁等改革基本法第33条において以下のように定められている。

第三十三条(抜粋) 政府は、次に掲げる方針に従い、総務省に置かれる郵政事業庁の所掌に係る事務を一体的に遂行する国営の新たな公社(以下「郵政公社」という。)を設立するために必要な措置を講ずるものとする。

- 二．郵政公社の経営については、独立採算制の下、自律的かつ弾力的な経営を可能とすること。
- 三．主務大臣による監督については、法令で定めるものに限定するものとする。
- 四．予算及び決算は、企業会計原則に基づき処理するものとし、その予算について毎年度の国会の議決を要しないものとするほか、繰越し、移用、流用、剰余金の留保を可能とするなどその統制を必要最小限のものとする。
- 八．職員については、郵政公社を設立する法律において国家公務員としての身分を特別に付与し、その地位については、次に掲げるところを基本とするものとする。
 - イ 団結する権利及び団体交渉を行う権利を有するものとし、争議行為をしてはならないものとする。
 - ロ 一般職の国家公務員と同様の身分保障を行うこと。
- 八 職員の定員については、行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年

法律第三十三号)及び同法に基づく政令による管理の対象としないこと。

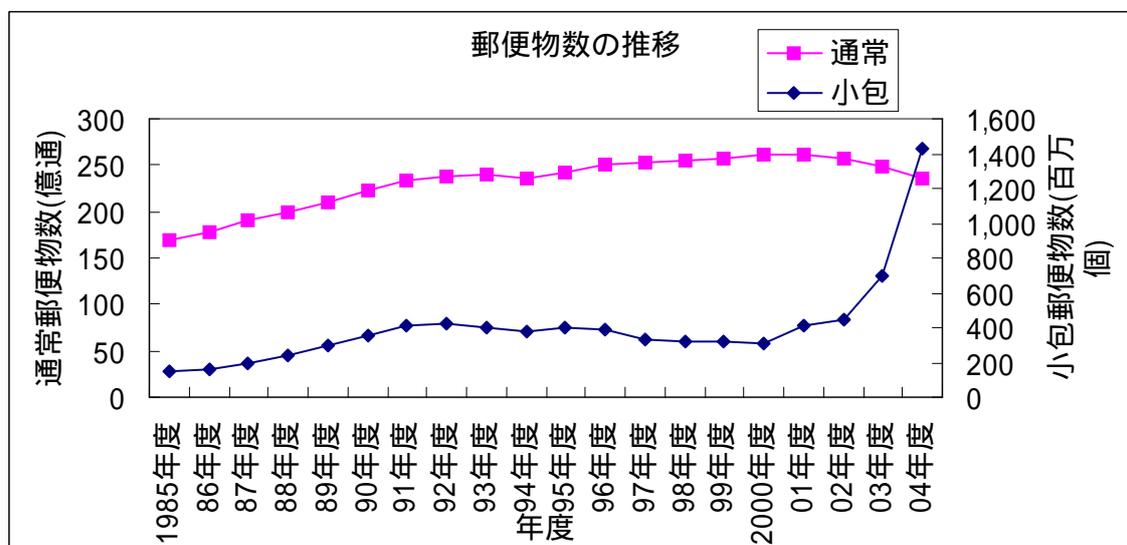
2.政府は、資金運用部資金法第二条第一項に基づく資金運用部への預託を廃止し、当該資金の全額を自主運用とすることについて必要な措置を講ずるものとする。

第2項、第4項に記述されている通り、独立採算制の採用や企業会計原則の導入など、経営面での自立化を狙い、民営化が円滑に行われるように配慮されている。また、第3項に記述されている通り、主務大臣による監督が限定されており、このことから経営面の自立化の意図が汲み取れる。さらに、郵政公社による郵貯・簡保資金の自主運用が行われており、政府も郵貯・簡保資金への依存からの脱却を図ろうとしている。しかし、職員に関しては、第8項に記述されている通り、従来どおり国家公務員の身分が付与されている。そのため、郵政公社職員に対して、大規模リストラや賃金カットを行うことは困難である。

第2節 郵政三事業の現状(問題点)

第1項 郵便事業

図1 郵便物数の推移

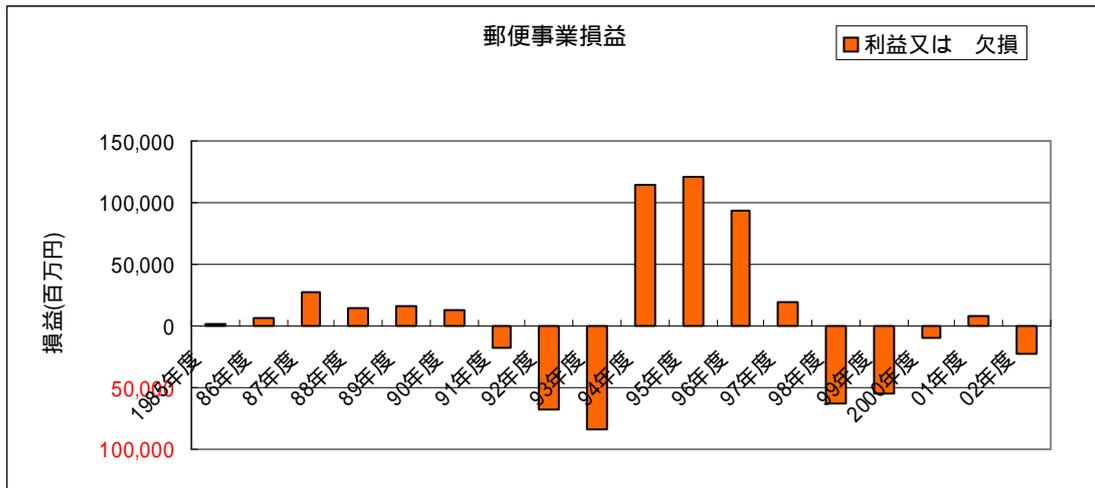


日本郵政公社統計データ (<http://www.zaimu.japanpost.jp/tokei/index.html>)を元に作成

図1は、郵便物数の推移を示している。表を見れば分かるように、通常郵便物数が近年減少してきているが、これは、インターネットの普及により、手紙がEメールに置き換わった影響である。そのため、今後もインターネットが普及するにつれて通常郵便物の量が減ることが予想される。一方、小包郵便物数に関しては、公社化された2003年度以降、急速に数を伸ばしている。これは、2003年の公社化以降、サービス取り扱い場所をコンビニなどにも設置するなどのサービス向上を行ったためである¹。

¹ サービス取り扱い場所は、ローソンが2004年11月に、ミニストップが2005年6月に、サークルKサンクスが2005年11月よりサービス開始。そのほかにも、am/pm、デイリーヤマザキも取り扱い中。

図 2 郵便事業損益の推移



日本郵政公社統計データ (<http://www.zaimu.japanpost.jp/tokei/index.html>)を元に作成

次に、郵便事業の経営状態は、図 2 を見ても分かるように、1991 年度に赤字に転落し、1994 年度に一時期赤字から脱却するが、これは、1994 年 1 月に郵便料金の値上げが行われたためである²。しかし、現在では再び赤字となっており、2004 年度は 224 億円の赤字となっている。また、現在累積では、1081 億円となっているが、このままのペースで赤字を生み出し続けると、5 年後には累積でも赤字に陥ってしまう。

次に、郵便事業の問題点について説明する。郵便事業における最大の問題点は、民業圧迫である。まずは、小包事業の民業圧迫について説明する。2004 年度は、郵便小包と「宅急便³」の取り扱い個数は、それぞれ 14 億 2974 万個、10 億 6305 万個となっている⁴。このことに対し、ヤマト運輸は、税金を納めていない郵政公社との競争は、不公平・不公正な競争であるとして、2004 年 9 月 28 日に東京地方裁判所に提訴している。また、「ゆうパック⁵」を取り扱うコンビニの総店舗数が 19317 店となり、「宅急便」を取り扱うコンビニの総店舗数である 17404 店を越えたため、この点からも郵便事業は民業圧迫している⁶。

さらに、郵便事業では、通常郵便物においても、民業を圧迫している。これは信書⁷問題

² 日本の手紙の料金は 80 円となっているが、これは、米・英・独・仏などの先進諸国と比べ割高となっている。なお、これらのデータは 2003 年版、日本郵政公社、ディスクロージャー冊子より。

³ 宅急便...ヤマト運輸が運営する宅配便のブランド名。

⁴ 郵便小包のデータは、日本郵政公社統計データ (<http://www.zaimu.japanpost.jp/tokei/index.html>)より引用。宅急便のデータは、ヤマト運輸ホームページ内『平成 16 年度宅急便商品別実績について』(http://www.yamato-hd.co.jp/news/h17_04_01news.html)より引用。

⁵ ゆうパック...郵政公社が運営する宅配便のブランド名。

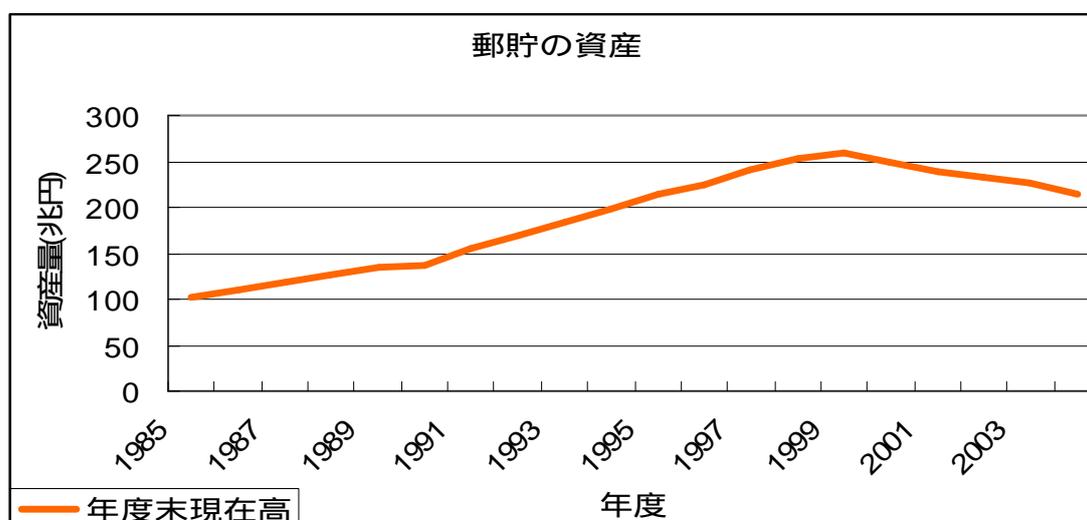
⁶ 「ゆうパック」を取り扱っているコンビニは、ローソン・サークル K サンクス・デイリーヤマザキ・ミニストップ・am/pm の 5 企業。「宅急便」を取り扱っている企業は、セブンイレブン・ファミリーマートの 2 企業。データは、各コンビニホームページより取得。店舗数のデータは 2005 年 11 月末のもの。ただし、セブンイレブン・デイリーヤマザキ・am/pm は 2005 年 3 月末のもの。ローソンは 2005 年 2 月末のもの。

⁷ 信書とは、郵便法第 2 条第 5 項において、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を

といわれているものである。信書郵便は以前、郵便法によって、郵政公社(旧郵政省)に独占されていたが、信書便法と信書便関係法整備法が制定され、2003年4月1日より信書郵便が民間企業に解放された。しかし、信書郵便に参入する際、総務省の許可を必要とする上、参入後も、総務省による監視を受けるため、民間企業の柔軟な戦略や公正な競争を展開することが不可能であるとして、業界最大手であるヤマト運輸が参入を断念した。また、参入の条件として、全国ネットワークが義務付けられていることなど、参入に関して、条件が多いことが、ヤマト運輸を始め、多くの民間企業の参入を断念させた要因のひとつである。そのため、1兆6000億円という規模を持つ信書郵便市場は、未だ郵政公社による独占状態が続いている。

第2項 郵便貯金事業

図3 郵便貯金の資産の推移

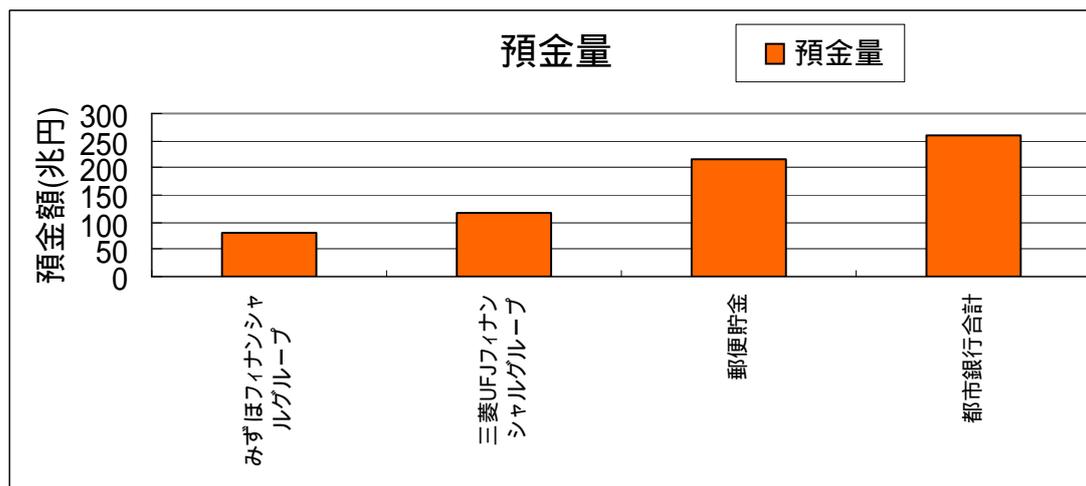


日本郵政公社統計データ (<http://www.zaimu.japanpost.jp/tokei/index.html>)を元に作成

まずは、郵便貯金の現状について説明する。図3は、郵貯資産の変化を表している。郵貯資産は、好景気であった1990年頃までは、緩やかに増加していた。しかし、1990年以降、その資産は急激に増加し、ピーク時の1999年には、1990年(136兆2803億円)の約2倍の259兆9702億円に達していた。この急激な増加の要因は、1990年頃以降の、日本経済の不景気が影響している。この不景気の影響で、北海道拓殖銀行などの銀行の倒産が相次いだ。そのため、民間銀行に不安感を抱いた国民の多くが、倒産の心配のない郵貯を利用したために、郵貯の資金が急激に増加したのである。なお、1999年以降の郵貯資金は、年々減少しているが、これは、バブル崩壊直後に加入された定期預金が満期を迎えているためである。

通知する文書」と定められている。また、総務省は2003年に『信書に該当する文書に関する指針(信書のガイドライン)』を作成し、信書の具体例を示している。これによると、手紙や請求書、ダイレクトメールなどが信書に該当するとされている。

図4 民間銀行と郵貯の規模の比較



みずほフィナンシャルグループのデータは、2005年みずほフィナンシャルグループディスクロージャー誌を元に作成。三菱UFJフィナンシャルグループのデータは、三菱UFJフィナンシャルグループホームページ内プレスリリース (<http://www.mufg.jp/data/current/pressrelease-20051003-001.pdf>)を元に作成。郵便貯金のデータは日本郵政公社統計データ (<http://www.zaimu.japanpost.jp/tokei/index.html>)を元に作成。都市銀行のデータは、全国銀行協会 (<http://www.zenginkyo.or.jp/index.html>)を元に作成。また、データはすべて2004年度末現在のもの。

では、次に郵貯の民業圧迫について説明する。図4は、民間銀行と郵貯の規模比較である。この表を見ると、いかに郵便貯金の規模が大きい事が分かる。具体的な数値を挙げると、2004年度末現在で郵貯と都市銀行7行⁸の預金量はそれぞれ214兆1489億円、259兆8240億円となっており、郵貯は世界最大の金融機関となっている⁹。また、2005年10月に誕生した、三菱UFJフィナンシャルグループは、民間の金融機関としては世界最大の規模を誇っているが、その預金量は、118兆1808億円となっている上、民間の金融機関の中で世界第2位の規模を誇る、みずほフィナンシャルグループの預金量は、80兆368億円となっている¹⁰。つまり、郵貯は世界で群を抜いて資産の規模が大きいのである。さらに、郵貯の預金の金利は、民間銀行の金利よりも同等、もしくはそれ以上に設定されていることが多い¹¹。これは、郵貯は明らかに民業を圧迫しているといえる。

⁸ 都市銀行…みずほ・東京三菱・UFJ・三井住友・りそな・みずほコーポレート・埼玉りそなの7行。

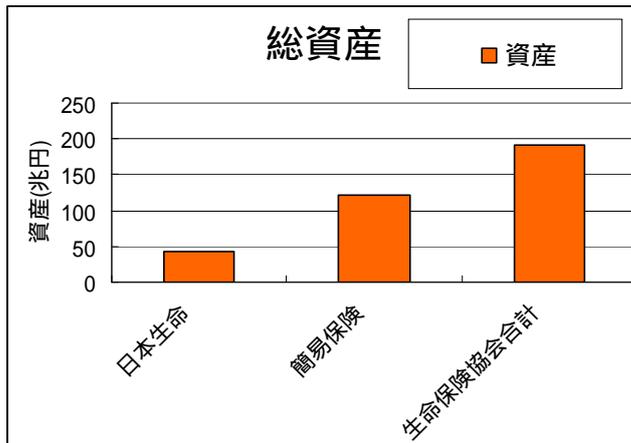
⁹ 郵貯の預金量のデータは、日本郵政公社統計データ (<http://www.zaimu.japanpost.jp/tokei/index.html>)より引用。都市銀行の預金量のデータは、全国銀行協会 (<http://www.zenginkyo.or.jp/index.html>)より引用。ちなみに、全銀行の預金量は、540兆7637億円となっている。

¹⁰ 三菱UFJフィナンシャルグループの預金量のデータは、三菱UFJフィナンシャルグループホームページ内プレスリリース (<http://www.mufg.jp/data/current/pressrelease-20051003-001.pdf>)より。データは、2005年6月末の東京三菱グループとUFJホールディングスの預金量を合算したもの。みずほグループの預金量のデータは、2005年みずほフィナンシャルグループディスクロージャー誌より。データは、2004年度末のもの。

¹¹ 2005年12月30日現在、郵貯の通常預金の金利は、0.005%。みずほ銀行・三菱東京UFJ銀行の普通預金の金利は、0.001%となっている。また、郵貯の通常貯蓄貯金、みずほ銀行の貯蓄預金は、預け入れ額が10万円以上の場合、どちらも0.01%となっている。なお、三菱東京UFJ銀行の貯蓄預金は、預け入れ額が10万円以上の場合、金利は0.03%となっている。

第3項 簡易保険事業

図5 民間保険会社と簡保の規模比較



日本生命のデータは、社団法人生命保険協会ホームページ内「平成16年度決算について」(http://www.seiho.or.jp/disclose/pdf_h16/nihon-16a.pdf)を元に作成。簡易保険のデータは、日本郵政公社統計データ(<http://www.zaimu.japanpost.jp/tokei/index.html>)を元に作成。生命保険協会合計のデータは、社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)を元に作成。また、データはすべて2004年度末のもの。

図5は、民間企業と簡保の規模を比較している。この表を見ると、簡易保険の規模が以下に大きいかが分かる。簡保においても最大の問題点もまた、民業圧迫である。2004年度末現在、郵貯と業界最大手の日本生命の総資産量はそれぞれ121兆2688億円、41兆9194億円となっている¹²。また、生命保険協会¹³に加盟している生命保険会社の合計総資産は、191兆5230億円となっている。つまり、簡保の総資産は、業界最大手である日本生命の総資産の約3倍である上、生命保険協会に加盟されている生命保険会社の合計総資産の約6割に匹敵するのである。これは、簡保は明らかに民業を圧迫しているといえる。

第4項 郵便貯金・簡易保険資金¹⁴

2001年以降、郵貯・簡保資金の自主運用が開始された。郵貯資金は、2001年に自主運用開始以降、年々自主運用額を増やし、2004年度末では134兆円が自主運用されている。しかし、そのうち、126兆5000億円が国債の購入に当てられている。一方、簡保資金は、約57兆5290億円が国債の購入に当てられている。なお、2004年度には、新たに約26兆円分の国債が購入されている。つまり、郵貯・簡保資金は、財政投融资という形から国債という形に変えて、政府に使用されているのである。ただし、郵貯・簡保資金には政府保証がついているため、リスクの低いものにしか投資できないということも事実である。

第3章 郵政改革の必要性

第1節 郵政改革の論点

第1項 全国ネットワーク・ユニバーサルサービスの維持

¹² 簡保の資産量のデータは、日本郵政公社統計データ(<http://www.zaimu.japanpost.jp/tokei/index.html>)より引用。日本生命の総資産のデータは、日本生命保険相互会社発行の『平成16年度決算について』より引用。

¹³ 生命保険協会…現在、日本生命や第一生命、明治安田生命など38企業が加盟。

¹⁴ この項で使用されているデータは、すべて日本郵政公社統計データ(<http://www.zaimu.japanpost.jp/tokei/index.html>)より引用。

まず、全国ネットワークとユニバーサルサービスという語句について説明する。全国ネットワークとは、日本全国津々浦々にある約2万局の郵便局のネットワークのことを指す。また、ユニバーサルサービスとは、日本全国どこへもはがきが50円で送ることができるなど、全国均一のサービスのことである。

では、なぜ全国サービスの維持が、問題になるのか。現在、全国約2万局の郵便局のうち、約7割の1万4500局が赤字である¹⁵。そのため、公共性よりも利益を重視するような改革を行ってしまうと、地方では数少ない金融機関である地方の郵便局が閉鎖される、と郵政民営化の反対論者は懸念している。一方、郵政民営化の賛成論者は、郵便局は減る可能性は否定できないが、コンビニエンスストアなどの民間業者に業務を委託するなどして、全国ネットワークの維持は可能であるとしている。

ユニバーサルサービスの維持についても、利益を重視するような改革を行うことで、需要が低く採算の取れていない地方への郵便物の料金が値上げされる、と郵政民営化反対論者は懸念している。一方、郵政民営化賛成論者は、民営化などの改革により、業務にかかる費用の削減が行われるため、ユニバーサルサービスの維持は可能だ、としている。

また、全国ネットワーク・ユニバーサルサービスとも、改革時に法律で義務付けることによって両サービスとも維持する、という方法もある。しかし、この方法では、全国ネットワーク・ユニバーサルサービスとも維持することは可能だが、改革後にこの法律が経営上の足かせとなる可能性もある。

第2項 改革に伴うサービスの変化

現在、郵政三事業は郵政公社が業務を行っている。そのため、郵政公社が郵便局で提供できる業務は、法律により郵便・郵貯・簡保の3つに限定されている。しかし、民営化などの改革を行うことで、この法律による縛りがなくなるため、経営の多角化が可能となり、サービスの向上する、と多くの郵政民営化賛成論者は主張している。実際、郵政民営化を実行したドイツの郵便局では、郵便局の中にコンビニエンスストアを併設しており、郵便局におけるサービス向上に成功している。また、日本でも、2003年より代々木郵便局にコンビニエンスストアが併設されるなど、郵便局の局舎が活用され始めている¹⁶。さらに、郵政民営化賛成論者は、民営化することによって民間企業との競争環境下におかれるため、顧客確保のためにも、価格低下などのサービス向上は確実にされると主張している。

一方、郵政民営化反対論者は、需要の低い地域への郵便および宅配の廃止を懸念している。これも前述の二つと同じように利益を重視するような改革を行うことによって起きるとされている。また、廃止まではいかなくとも、郵便や宅配の回数が1週間に1回などに減少する可能性がある。実際に、郵政民営化を行ったニュージーランドでは、郵便や宅配

¹⁵ 日本郵政公社ホームページ内 『報道発表資料』
(<http://www.japanpost.jp/pressrelease/japanese/sonota/051128j901.html>)より。

¹⁶ 日本郵政公社ホームページ内 『報道発表資料』
(<http://www.japanpost.jp/pressrelease/japanese/sonota/030708j901.html>)より。

が週に1~4回などという地域が存在している¹⁷。

第3項 採算性

現在、郵政公社は黒字である。しかし、郵政三事業を事業別に見てみると、郵便事業のみが赤字である。つまり、郵政公社は、郵便事業で発生した赤字を、郵貯事業と簡保事業の黒字で補填しているのである。そこで、民営化によって分社化された際、郵便事業会社の経営が成り立たなくなる、と民営化反対論者は懸念している。一方、民営化賛成論者は、民営化後、郵便事業会社は黒字化する、としている。これは、現在、郵便事業の支出のうち、約6割が人件費であり、民営化後に人員配置の最適化を行うことによって人件費の削減が可能となり、黒字転換が可能となるためである。

第4項 郵貯・簡保資金の行方

郵貯・簡保資金は以前、旧大蔵省の資金運用部に全部預けられ、財政投融资として政府の事業に使用されてきた。この財政投融资は、政府による国道や高速道路などのインフラ整備に主に使用されてきた。しかし、1980年代には、これらのインフラの整備は一通り完成しており、それ以降、財政投融资は、「無駄遣い」としてマスコミの報道の対象となり、そういう認識が国民に広がっていった。「無駄遣い」の具体例としては、東京湾アクアラインや3本もかかる本四連絡橋などを挙げるができる。そこで、政府は、この「無駄遣い」を無くすために、財投改革を行った。その一環として行われたのが、2001年に開始された、郵貯・簡保資金の自主運用化である。

前述の通り、2001年の自主運用化以降、毎年その額を増やしているが、現在でも、郵貯・簡保資金の335兆4177億円のほとんどが政府によって使用されている¹⁸。

しかし、この現状に対し、郵貯・簡保資金を民間部門に流すべきだ、という意見がある。これは、郵貯・簡保資金のほとんどが、国債や財投債として、政府に使用されているため、本来資金が流れるべき成長産業などに資金が流れていない、というものである。また、資金を民間分野に流すことにより、経済が活性化される、としている。

一方、郵貯・簡保資金を民間分野に流すべきではない、という意見もある。現在、郵貯・簡保資金で、約184兆290億円の国債を保有しており、これは全国債の約4割に相当する。そのため、民営化などの改革で、保有している国債を自由に売買できるようになると、国債の価格が不安定になる上、場合によっては、国債が暴落してしまう可能性もあるのである。さらに、現在政府は毎年80兆円ほどの予算を組み、その内40兆円ほどは国債を発行することによりまかなっているが、毎年発行されている国債のほぼ半分である約20兆円分の国債は郵貯・簡保資金で購入されているのである。そのため、郵貯・簡保資金が国債を購入しなくなると、政府は財政面において打撃を受けることになるのである。

¹⁷ 日本郵政公社ホームページ内 『報道発表資料』

(<http://www.japanpost.jp/pressrelease/japanese/yubin/990730j201.html>) より。

¹⁸ 日本郵政公社統計データ (<http://www.zaimu.japanpost.jp/tokei/index.html>)より引用。

第5項 信書問題

前述の通り、信書郵便は以前、郵便法によって、郵政公社(旧郵政省)に独占されていたが、2003年4月1日より信書郵便が民間企業に解放された。しかし、信書は民間企業に開放されたものの、条件が多すぎるため、民間企業が参入を控えているのが現状である。そのため、郵政三事業が民営化されたあとも、郵便事業会社が、信書郵便を独占するのではないかと懸念されている。しかし、前述の通り、郵便事業は1998年度以来、赤字に転落し、それ以降、2001年度を除き、赤字の状態が続いている。そのため、大きな収入源である信書郵便の市場において、独占状態が崩れると民営化後に経営が厳しくなる、との懸念もある。

第6項 特定郵便局

表1 郵便局の数

	普通郵便局	特定郵便局	簡易郵便局	合計
郵便局舎数	1308	18923	4447	24678
全郵便局に対する割合(%)	5.3	76.7	18	100

日本郵政公社統計データ (<http://www.zaimu.japanpost.jp/tokei/index.html>)を元に作成。

まず、郵便局の種類について説明する。郵便局は普通郵便局・特定郵便局・簡易郵便局の3つに分けられており、それぞれの郵便局の数は上記の表6のようになっている。普通郵便局とは、郵政公社の内部規則には、「特定郵便局長を長とする郵便局以外の郵便局」と定義されている。局舎の規模が比較的規模の大きいことが多く、各市町村にある中央郵便局と呼ばれているものの多くは普通郵便局である。業務としては、ポストの投函された郵便物の集配や宅配便の集配などがある。特定郵便局は、表1の通り、全国の郵便局の約8割を占めており、その定義は、郵政公社の内部規則により、「特定郵便局長を長とする郵便局」とされている。特定郵便局は、1871年の郵便制度が発足した際、全国にいち早く郵便制度を浸透させるために制定された「特定郵便局制度」により誕生した。また、特定郵便局は、建物、および土地が郵便局長の所有物である。簡易郵便局とは、前述の2種類の郵便局とは違い、業務を民間企業や地方自治体などに委託している。簡易郵便局は、駅やビルなどに多く設置されている。

では、なぜ特定郵便局が論点になるのか。まずは、特定郵便局の役割と問題点を以下にまとめる。

特定郵便局は、前述のとおり、1871年に施行された「特定郵便局制度」によって誕生した。「特定郵便局制度」とは、日本全国により早く郵便制度が浸透するために作られた制度である。当時、郵便局を全国に設置する資金がなかった明治政府は、各地方の名士に国家公務員の地位を付与することを条件に、郵便局設置のための土地や建物を提供してもらい、かつ、郵便局を運営してもらった。なお、国家公務員、及び郵便局長などの地位の世襲を

許可している。つまり、特定郵便局なしでは、全国ネットワークは確立できなかった上、現在でも、特定郵便局は全国ネットワークの根幹であるといえる。また、地域社会において大きな役割を果たしている。実際、地方では、郵便局が唯一の金融機関という地域も存在しており、郵便局は生活上、重要なものとなっている¹⁹。

しかし、特定郵便局は、その運営コストが問題視されている。これは、特定郵便局には、必ず特定郵便局長が存在するため、人件費が多くかかっている。また、特定郵便局のうち、ほとんどの局舎と土地が、郵便局長の所有物であるため、郵政公社は郵便局長に賃貸料のようなものを払っている。そのため、特定郵便局の運営コストは、同規模の簡易郵便局と比べ、1.8倍のコストがかかっているということを1998年に旧総務庁が明らかにしている²⁰。

第2節 郵政改革の必要性

第1項 郵政改革が必要である理由

郵政民営化賛成論者が主張する、郵政改革の必要である理由は、前述のような民業圧迫などの問題の解消である。また、内閣府政府広報室が2005年に行なった世論調査²¹によると、郵政民営化に賛成と答えた人が全体の19.1%となっているが、民営化に賛成である理由のうち、多かったものは以下のとおりである²²。

- ・窓口での接客サービスの向上が期待できるから
- ・「小さな政府」の実現はよいことだから
- ・民間でできる事業は民間が行うべきだから
- ・郵貯・簡保資金が民間に流れることにより、経済の活性化につながるから
- ・他の民間業者との競争の結果、郵便局が提供している商品（郵便・郵貯・簡保）がよりよいものとなることが期待できるから

上記の結果を見ると、世論では、郵政民営化賛成論者の主張と同じように、民業圧迫などの問題点の解決への期待も大きい。また、それと同様に、民営化によるサービス向上への期待も大きいということがわかる。

第2項 郵政改革が必要でない理由

郵政民営化反対論者が主張する、郵政改革が必要でない理由は、民営化などの改革を行なうことはリスクが高すぎるためである。これは、具体的には、民営化後の全国ネットワ

¹⁹ この他にも、岡山県新見市では、郵便職員がボランティアで「赤いハンカチ」というサービスが行われている。これは、郵便配達などの際、一人暮らしの老人に声をかけ、安否を確認する、というボランティアのサービスである。以前、このようなサービスは地方に多かったが、近年では、都市部でも郵便職員によるボランティアのサービスが行われている。実際に、神奈川県では、近年増加する児童殺害事件などを反映し、郵便職員が郵便配達などの際に見回りを行っている。また、北海道の早来町の郵便局では、雪だるまを全国に発送する、というサービスを行っており、町おこしに貢献している。

²⁰ 松原聡著 『郵政民営化でどう変わる』 角川書店 2001年 p.40。

²¹ 2005年3月 内閣府政府広報室実施 『郵政民営化に関する特別世論調査』より。この世論調査は全国20歳以上の者3000人に対して行なわれたもので、有効回収数は2077人(回収率69.2%)であった。

²² 郵政民営化に賛成と答えた人は、19.1%であったが、どちらかと言えば賛成と答えた人が29.9%となっている。

ーク・ユニバーサルサービスの崩壊、政府の財源としての郵貯・簡保資金の喪失などのことである。また、前項の世論調査によると、郵政民営化に反対した人は全体の 10.3%となっているが、民営化に反対である理由のうち、多かったものは以下のとおりである。

- ・過疎地や山間地でも毎日郵便物の集配を行うといった郵便サービスが低下してしまう懸念があるから
- ・民営化によって、より厳しい競争原理が導入されると、地域から郵便局が撤退することが懸念されるから
- ・今の郵政事業に不満はないから
- ・郵便貯金、簡易保険の政府保証などによる、現在の金融・保険事業の利点が失われてしまう懸念があるから

上記の結果を見ると、世論が、民営化による全国ネットワークやユニバーサルサービスなどの崩壊への懸念など、郵政三事業の公共性が失われることを懸念していることがわかる。また、現状の郵政事業に対して不満は無いため、わざわざ郵政民営化を行なう必要が無い、という回答も多かった。

第 3 項 郵政改革の必要性

では、郵政改革は必要か。結論から言えば、郵政改革は必要である。前述のとおり、郵政改革は、リスクを伴うが、そのリスク以上に、郵政三事業による民業圧迫の方が重大な問題であろう。

郵政三事業は、前述のとおり同業の民間企業と比べ、規模の面で圧倒している上、納税義務が無いなど、民間企業と公平な競争環境下にあるとは言えない。そのため、郵政三事業による民業圧迫は、民間企業同士の競争を妨げていると言え、さらに、競争の結果もたらされるサービス向上をも妨げていると言える。このような問題を解決するために、民営化などの郵政改革は必要である。しかし、このような問題を解決するだけでなく、改革に伴うリスクを最小限に抑える、ということも重要である。

第 4 章 海外の改革例

第 1 節 ドイツ

ドイツの郵政事業の形態は表 2 のとおりである。

表 2 ドイツの郵政事業

	郵便事業	郵貯事業	信書郵便	職員身分
形態	特殊会社	ドイツポストの子会社	部分独占	選択制
事業社名	ドイツポスト	ポストバンク		

東谷暁著 『民営化という虚妄』 祥伝社 p.161 を元に作成

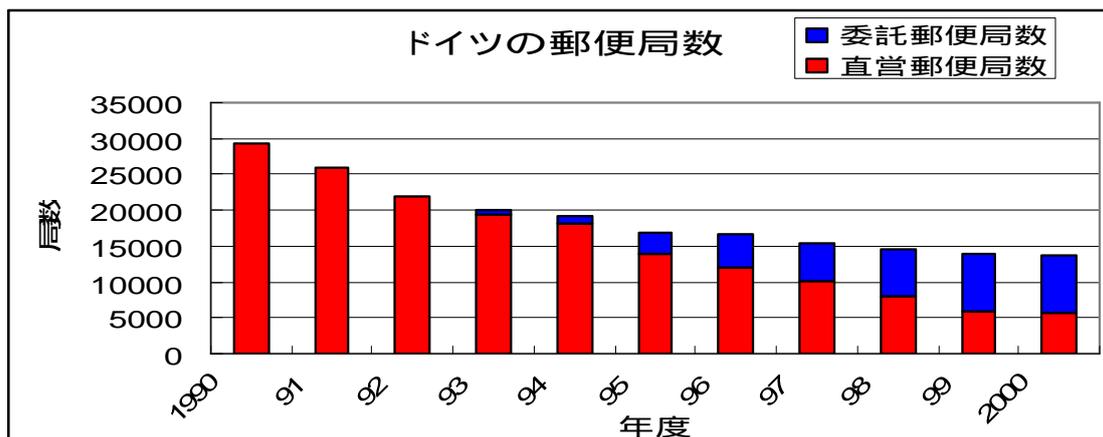
ドイツの郵政改革は、1989 年の第 1 次郵政改革によって開始され、1995 年の第 2 次郵政

改革によって、民営化され、ドイツポストやポストバンクという株式会社が誕生した。当時、ドイツポストの株式は政府が保有していた。そして、1999年にドイツポストは、ポストバンクの全株式を取得し、ポストバンクを子会社化している。この子会社化は、窓口確保が厳しくなったため、ドイツポストに窓口を借りたい、というポストバンク側の思惑と、安定した資金調達源を確保したい、というドイツポスト側の思惑が一致したためである²³。そして、2000年には政府が保有していた株式の一部を開放し、2000年11月の段階では、政府が保有している株式は全体の約50%となっている²⁴。

また、日本の郵政事業において問題となっている信書郵便は、ドイツポストが部分的に独占している。さらに、職員の身分に関しては、公務員・会社員の身分を各自で選択するという、選択制がとられた。ただし、社員は身分保障のある公務員と比べ、給与面において優遇されている。この社員と公務員の差別化は、ドイツポストが業績を伸ばし始めたときに、職員の社員化が進むように、というドイツポスト側の戦略である。そのため、民営化後、業績を伸ばしているドイツポストでは、順調に職員の社員化が進んでいる²⁵。

そして、現在、日本で論点となっている、全国ネットワーク・ユニバーサルサービスの維持については、1998年に出された「ユニバーサルサービス令」によって維持が義務付けられている。この法律により、全国で合計1万2000局の郵便局の維持することと、直営郵便局²⁶を全国で5000局以上維持することが義務付けられた。

図6 ドイツの郵便局数の推移



内閣府経済財政諮問会議ホームページ内 『諸外国の郵政事業動向』
(<http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2004/0802/item4.pdf>)を元に作成。

この法律が出された背景には、1990年の第1次郵政改革以降、郵便局の数が減少し続け、

²³ 東谷暁著 『民営化という虚妄』 祥伝社 p.169より。

²⁴ 東谷暁著 『民営化という虚妄』 祥伝社 p.141より。

²⁵ 東谷暁著 『民営化という虚妄』 祥伝社 p.163より。

²⁶ 直営郵便局とは、ドイツポストが業務を行っている郵便局のこと。ドイツでは、委託郵便局というものも存在し、これは、ドイツポストが業務を委託している郵便局のことで、日本では簡易郵便局がこれに当たる。

1997年には郵便局の数が、1990年の約半分にまで減少してしまったことがある。また、表2からもわかるとおり、直営郵便局の数は大幅に減少しているが、委託郵便局の数は逆に増加しており、1999年には、委託郵便局の数が直営郵便局の数を上回っている。これは、ドイツポストが郵便局の運営コスト削減を達成するための戦略だと考えられる。

また、ドイツの郵政民営化における最大の特徴は、民営化後のドイツポストによる企業買収であろう。ドイツポストは、企業買収を行うことで国際物流市場への参入を果たしたとも言える。特に、2002年のDHL²⁷の完全子会社化は、ドイツポストの世界進出を決定的なものにし、現在、ヨーロッパの物流市場はオランダのTNT²⁸とドイツポストのDHLが圧巻していると言われている。

第2節 ニュージーランド

ニュージーランドの郵政事業の形態は表3の通りである。

表3 ニュージーランドの郵政事業

	郵便事業	郵貯事業	信書郵便	職員身分
形態	特殊会社	ニュージーランドポストの子会社	開放	会社員
事業社名	ニュージーランドポスト	キウィバンク		

東谷暁著 『民営化という虚妄』 祥伝社 p.161
 及び 内閣府経済財政諮問会議ホームページ内 『諸外国の郵政事業動向』
 (<http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2004/0802/item4.pdf>)を元に作成。

ニュージーランドでは、1987年に郵便事業・郵貯事業はそれぞれ、ニュージーランドポスト・ポストバンクとして公社化され、89年に民営化法案が可決され民営化された。ニュージーランドにおいても、郵貯事業を担うキウィバンクは、郵便事業を担うニュージーランドポストの子会社となっているが、その経緯はドイツと異なっている。これは、1989年の民営化法案が可決された際に、ポストバンクはオーストラリア資本のANZ銀行に売却されたが、それ以降、採算の取れない支店の閉店が相次ぎ、地方に十分な金融サービスがされなくなってしまうため、この問題を解決するべく、ニュージーランド政府が、ニュージーランドポストの子会社としてキウィバンクを設立したのである²⁹。

また、信書郵便は開放されているが、ニュージーランド国内において、競合する民権企業が存在していないため、事実上の独占状態が続いている³⁰。さらに、職員の身分に関しては、全職員を会社員扱いとしている。

そして、全国ネットワーク・ユニバーサルサービスの維持であるが、ニュージーランドは民営化後、これらのサービスを維持できていない。全国ネットワークに関しては、民営化

²⁷ 大手の国際航空貨物企業。

²⁸ オランダの郵便事業を民営化して誕生した企業、「TPG」のブランド名。

²⁹ 内閣府経済財政諮問会議ホームページ内 『諸外国の郵政事業動向』
 (<http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2004/0802/item4.pdf>)より。

³⁰ 東谷暁著 『民営化という虚妄』 祥伝社 p.162 より。

前の1987年には1244局あった直営郵便局は、1994年には245局まで減少した³¹。また、ユニバーサルサービスに関しては、法律により、全国一律料金で、週1回以上配達すればよい、ということになっているため、前述のとおり、配達回数が週に1～4回という地域も存在している。しかし、近年、直営郵便局・委託郵便局ともに増加させる傾向にあり、2004年には、直営郵便局が313局、委託郵便局が699局、合計1012局まで、その数を回復させている³²。

第5章 改革方法

第1節 改革方法

第1項 郵政公社をそのまま民営化

現在、郵政公社は黒字である上、サービス面においても国民からの不満は少ない。そのため、改革は行わず、現在の郵政公社を維持するべきだ、という案である。この方法では、今までの業務システムを変えることなく、業務を行うことができる。また、民営化などの改革を行ってしまうと、「安心して利用できる金融機関」および「誰でも入れる保険」がなくなってしまうのである。

第2項 郵政民営化法案

現在、政府は郵政民営化を推進しているが、政府が主張する、郵政民営化の目的は以下の3つである³³。

- ・ 郵政公社の4機能（窓口サービス、郵便、郵貯、簡保）が有する潜在力が十分に発揮され、市場における経営の自由度の拡大を通じて良質で多様なサービスが安い料金で提供が可能になり、国民の利便性を最大限に向上させる。
- ・ 郵政公社に対する「見えない国民負担」が最小化され、それによって利用可能となる資源を国民経済的な観点から活用することが可能になる。
- ・ 公的部門に流れていた資金を民間部門に流し、国民の貯蓄を経済の活性化につなげることが可能になる。

まずは、1点目のサービス向上について説明する。これは前述の通り、民営化により経営の多角化が可能となるため、サービスは向上する。また、民業との競争環境下におかれるため、価格低下も見込まれている。

次に、「見えない国民負担」について説明する。現在、郵政公社は独立採算制を採用している上、郵政公社は黒字であるため、国民に負担は生じていないように見える。しかし、郵政公社には税金を納める義務がないため、税金を納めていない。そのため、本来、民間企業が業務を行うことによって得たはずの税金を政府は得ていないのである。その金額は、

³¹ 東谷暁著 『民営化という虚妄』 祥伝社 p.113 より。

³² 内閣府経済財政諮問会議ホームページ内 『諸外国の郵政事業動向』 (<http://www.keizai-shimon.go.jp/minutes/2004/0802/item4.pdf>) より。

³³ 2004年9月10日に閣議決定された『郵政民営化の基本方針』を元に作成。

郵貯事業だけでも 1989 年から 99 年の 10 年間で 4 兆 8139 億円に上っている³⁴。

3 点目に、お金の流れの変化について説明する。これは、前述の通り、民営化により、国家保証がなくなることで、郵貯・簡保資金の使い道の自由度が増すため、民間部門にも資金が流れる。

郵政民営化法案において、郵政民営化は、2007 年より始まり、段階的に民営化を進め、2017 年に完全民営化する。しかし、2007 年から 2017 年の完全民営化までの移行期間が、民業各社において問題視されている。これは、移行期間内に、公正な競争条件が確保されないまま、経営の自由度が先行して拡大されてしまうと、郵便・郵貯・簡保の各事業が更に肥大化し、更なる民業圧迫を招きかねない、というものである。これを防ぐため、郵政民営化委員会³⁵に有識者などを加え、かつ、審議の透明性・公平性を確保するなどの対応を政府に求めている³⁶。

次に、民営化後の分割方法だが、これは、郵政三事業 + 窓口会社の 4 分社化である。4 分社化のメリットは、窓口会社を独立させたことによる柔軟な窓口サービスが可能となることであろう。また、郵貯・簡保の政府保証であるが、これは、民営化後の新契約分については、政府保証はない。ただし、既契約分については、公社承継法人を設立し、従来どおり政府保証を続けることになっている。しかし、この方法であると、既契約分の資金の運用が、結局安全資産である国債などの購入などに当てられるのではないかと懸念されている。しかし、政府はこの問題を解決するために、既契約分の資金の運用を、民営化後の会社に委託する、という方法を採用する予定である。この方法は、現在の郵貯・簡保資金が民間で流れるという点では良いが、もし、運用に失敗した際の損失を税金などで補填しなければならない、という点を忘れてはならない。

表 4 新規業務

事業	民営化後の新規業務等	内容	達成時の利益 (億円)
郵便	国際展開	・中長期的には売上高の約 2 割が国際業務によるものになると想定 ・利益率は 5%を想定	200
	業務効率化	・JPS(トヨタ生産方式を応用した業務改善手法)を集配局 4800 局に導入し、集配関連業務の生産性を 10%向上	300

³⁴ 全国銀行協会 (<http://www.zenginkyo.or.jp/index.html>) より。

³⁵ 移行期間における、業務の監視を行う組織。

³⁶ 全国銀行協会ホームページ内 『意見書・要望書』 (<http://www.zenginkyo.or.jp/cgi-bin/namazu/namazu.cgi>) 及び生命保険協会ホームページ内 『意見・提言』 (<http://www.seiho.or.jp/>)を元に作成。

貯金	貸付等	・今後の景気回復による資金需要増大、公的金融改革などを考慮し、段階的に貸付その他の信用リスクをとる業務を拡大し、残高 35 兆円とする ・信用リスク調整後スプレッド 1.0%の利ざやを確保	3200
保険	第三分野等	・第三分野のニーズの高まりを反映し、新規保険の約 3 割が第三分野保険商品になると想定	50
窓口	株式仲介 投資信託 生命保険 変額保険 損害保険	・サービス取り扱いに際し、販売手数料を徴収	1280
	資産活用	・東京中央局、大阪中央局を高層ビルに建て替えし、増加したフロアをオフィスとして賃貸する ・立地条件の良い大規模局 5 局を賃貸する(銀座・新宿、渋谷・神戸中央・名古屋中央駅前)	200
	貯金・保険からの手数料	・郵貯・簡保への郵便局フロアの賃貸	1000

内閣官房郵政民営化推進室 『採算性に関する試算』
(http://www.yuseimineika.go.jp/pdf/shisan_050303.pdf)より。

次に、採算性の問題だが、この点に関しては、郵政民営化推進準備室において、試算が行われている。この試算では、表 4 のような新規業務を行うことを前提としているが、これが達成されると、2017 年～2021 年の 5 年間の平均利益が、郵便事業で約 600 億円、郵貯事業で約 4500 億円、簡保事業で約 450 億円、窓口業務で約 3500 億円の利益が出るとされている。また、この試算によると、民営化後、表 4 のような新規業務等を行わないと仮定しても、4 社とも黒字経営は可能である、ということである³⁷。

また、郵便局ネットワークに関しては、郵便局の設置基準を定められ、郵便局を運営する新会社には、郵便局ネットワーク維持の努力義務が課せられる。さらに、郵便事業においては、全国ネットワークおよびユニバーサルサービスの維持が義務付けられているため、両サービスが崩壊することはない。

しかし、このような規制を設けてしまえば、民間会社としては自由さに欠ける上、これらの維持は各会社の経営において大きくのしかかることが推測される。このように規制が多くかかってしまえば、同業他社との競争が不可能になってしまう可能性もある。

第 2 節 メリット・デメリット

³⁷ この段落のデータはすべて 内閣官房郵政民営化推進室 『採算性に関する試算』
(http://www.yuseimineika.go.jp/pdf/shisan_050303.pdf)より。

上記の2つの改革方法のメリット・デメリットは表5の通りである。

表5 それぞれの改革方法のメリット・デメリット

	郵政公社維持	郵政民営化法案	
全国ネットワークの維持	可能	郵便事業:法律義務付け 窓口:維持努力	
ユニバーサルサービスの維持	可能	法律により義務付け	
民業圧迫	改善されない	政府見解	郵貯:改善される 郵貯・簡保:規模縮小の見込み
		民業見解	郵便・郵貯・簡保:2017年の完全民営化までは改善されない
サービスの質	現状のまま	民営化賛成派	サービス向上
		民営化反対派	サービス低下
採算性	黒字維持	民営化賛成派	黒字維持
		民営化反対派	郵便事業における黒字維持は不可能
郵貯・簡保資金	現状のまま	民間部門に資金が流れる	
信書問題	現状のまま	改善される	

郵政民営化法案の政府見解、及び民営化賛成派の項目は、首相官邸ホームページ内『郵政民営化の基本方針』(<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2004/0910yusei.html>)を元に作成。

民業圧迫の民業見解の項目は、

採算性の民営化賛成派の項目は、郵政民営化推進室の『採算性に関する試算』(http://www.yuseimineika.go.jp/pdf/shisan_050303.pdf)を元に作成。

郵政公社を維持することは、現在の問題の解決にならないため、最良の選択とはいえない。一方、郵政民営化法案は、民営化後も全国ネットワーク・ユニバーサルサービスがほぼ保証されている上、現在の問題点である、民業圧迫や郵貯・簡保資金の流れなどが改善される見込みであるなど、郵政公社を維持する方法よりははるかに良い改革方法であるといえる。ただし、郵政民営化法案のメリット・デメリットは推測であるため、実際にどうなるのかは、民営化してみなければわからない。また、完全民営化後は、倒産の可能性も否定できなく、政府にとっては大きな財源を失うことにもなりかねない。

第6章 結論

最初に、郵政改革の必要性については、前述の通り改革は必要である。そこで、どのような改革をすべきか、という点が重要になってくる。世間では、「改革＝民営化」という公式が定着しつつあるが、民営化がすべてというのは間違っている。そして、郵政三事業をすべて民営化するべきではない。現在、郵政三事業は現在、一貫して郵政公社が経営しているが、これらの三事業はまったく違う業種であり、これらの存在意義も異なっている。

よって、郵政三事業は、それぞれの事情に合わせて改革する必要がある。政府は、「民間でできることは民間で」との見解を示しているが、郵政三事業を民営化すると、前述の通り、大きな国債の買い手を失うことにもなりかねない。そのため、政府は郵政三事業を民営化するに当たって、国家予算の縮小や、個人向け国債の増刷が必要になると推測できる。また、郵政民営化を行った国のほとんどで、郵便局の数は減少している。これは、郵政民営化に成功したと言われるドイツにおいても言えることである。さらに、民営化後には、倒産の可能性も出てくるのである。このようなことを考えると、郵政民営化はメリットを考慮しても、決してベストな形とは言えないであろう。

では、どのような改革が一番よいか。私の提案する改革方法は以下の通りである。

- ・郵便局管理と郵便事業には PFI³⁸を活用する
- ・郵便貯金は規模縮小を達成した上で国営化
- ・簡易保険は自然消滅

まず、なぜ郵便事業に PFI を活用すべきか、という点について説明する。これは、郵便事業に民間の効率化のノウハウの導入によって、赤字の黒字転換が可能であると予測できるが、効率化を追求しすぎることによって過度のサービスの低下が起こらないように、政府が監視する必要があると、判断したためである。

また、全国ネットワークとユニバーサルサービスの維持は重要な事項であるが、これらを維持するには多くのコストがかかるため、この点を民間企業が敬遠する可能性がある。そこで、郵便商品に自社ブランド名などを使うことなどを認めることで企業にとっては大きな広告効果が発生するため、魅力となるはずである。また、政府は委託先企業に対し、郵貯・簡保の窓口業務を引き受けることを条件に、郵便局舎を無料、もしくは格安で貸し出す。ただし、政府は委託先企業に対し委託料を支払う。このようなことを行うことで、民間企業が敬遠することを防ぐ。

ところで、政府が郵便局舎を貸し出すには、あらかじめ特定郵便局をすべて買い上げる必要があるが、これらにかかった費用は、改革後に得た利益から徐々に返済すればよい。また、特定郵便局は、前述の通り、同規模の簡易郵便局と比べ約 1.8 倍の運営コストがかかるため、特定郵便局をすべて廃止することは、大幅なコスト削減につながるであろう。さらに、前述の郵政民営化時の試算において、新規業務を行わなくても、黒字維持が可能なが計算されている。

次に、改革後に上がった利益をどうするべきか。これには、2つの案があるが、1つ目はすべてを委託先の民間企業に利益にした上で、法律どおりに税金を取る、というものである。もうひとつは、あらかじめ企業が毎年一定の金額を政府に納める、というものである。

³⁸ PFI とは、計画立案と監視機能は官が担うが、事業の実施は民間が担うというものである。具体的には、郵政事業の経営は民間企業に委託するが、過度のサービス低下などが起こらないように政府が監視するということである。

私は、1 つ目の案を活用すべきだろう。なぜなら、これによって、現在発生している「見えない国民負担」がなくなるからである。さらに、2 つ目の案では、その金額によっては、企業が業務の引受けを控える可能性が高くなる上、政府と委託先企業の癒着が起こる可能性がある。

また、信書独占は解除するべきではない。なぜなら、民業に信書開放することによって、利益率の高い、都市間の郵便の値段が低下し、地方間の郵便の値段との間に、格差が生まれてしまうことが予測されるためである。それでは、委託会社がユニバーサルサービスを維持していても、それは意味のないものになってしまう。

また、郵便局の経営に関しては、コンビニ併設の許可など、経営の多角化を許可する。このことにより、委託先の企業にとっては、収益性が上がる上、利用者にとっては、サービス向上につながる。しかし、宅配便事業などの事業においては、民業と競争環境下にあるため、事業拡張などを行う場合は、政府の許可を必要とし、政府は民業圧迫とならないように考慮する必要がある。

次に、郵貯事業の改革について説明する。前述のとおり、郵貯は明らかに民業を圧迫していることから、本当は郵貯を廃止するべきなのかもしれない。しかし、前述の通り郵貯資金は、政府の重要な財源となっているため、廃止することは得策ではないといえる。そのため、規模縮小を達成した上で、国営に戻すことがベストな選択であるといえる。

では、どのようにして規模縮小を達成するのか。そこで、私は以下のような案を提案する。

- ・金利をなくす、もしくは金利の利率を民間銀行より低く抑える
- ・定期などの商品を廃止する
- ・口座を持つ人に対し維持費として料金を徴収する

上記のような改革を行うことで、多くの資金が民間に流れ、郵貯の規模は縮小するであろう。しかし、この 3 つの条件だけでは、民間銀行に資金が移動しすぎてしまう可能性がある上、郵貯以外に他の金融機関がない地方の負担が増大を最小限に抑えるためにも、以下のような条件を追加するべきである。

- ・預け入れ額の制限はしないが、180 万円以上預ける場合は、その預け入れ額に応じて上記の維持費を上げる

上記の条件の 180 万円という数値の根拠だが、これは、現在、郵貯の 1 口座あたりの平均預金額が約 178 万円となっているため、この平均額に近い、180 万円に設定することは妥当であるだろう³⁹。このような改革を行なうことで、郵貯の過度の縮小は避けることがで

³⁹ 2004 年度末の郵貯貯金高を口座数で割ったもの。データは日本郵政公社統計データ (<http://www.zaimu.japanpost.jp/tokei/index.html>) より。また、1 口座あたりの平均貯蓄額が 180 万円を下回っている地方は、北海道・東北・中国・九州・沖縄地方である。また、都道府県別に見ると、22 都道府県が 180 万円を下回っている。なお、このデータは、2004 年度末の郵貯の都道府県別貯金高を都道府県別の口座数で割ったもの。これらのデータは日本郵政公社統計データ

き、かつ、地方に住む国民への負担増大を最小限に抑えることができるであろう。そして、改革後に残った郵貯資金を、財政の助けとするのである。また、口座維持費として徴収したお金も財源としてよいであろう。ただし、サービスは低下するが、国家保証により倒産することは無い。つまり、“安心はお金を出して買う”ということである。

次に、簡保の自然消滅案について説明する。現在、簡保の最大の特徴である“誰でも入れる保険”という利点はなくなっている。これは、民間の保険会社にも“誰でも入れる保険”が登場してきているからである。その上、倒産する心配の無い簡保の優位性は、民業圧迫につながっている。つまり、民間で行っていることを、わざわざ官でも行っているということになる。そこで、簡保事業を自然消滅させるべきだという案を提案する。自然消滅とは、新規加入を停止することによって、いずれ契約数が0となり消滅する、という方法である。これによって、保険未加入者は民間の保険会社へ加入することのなるため、民業圧迫が改善される。

前述の通り、郵政三事業は、役割も事情もそれぞれ異なっている。そのため、それらを考慮した上で、改革を行うべきである。しかし、郵政民営化法案や、郵政公社を維持する方法など、既存の改革方法には、最適な改革方法というものは存在しなかった。そのため、私は、上記のような改革方法を提案する。しかし、2005年には、郵政民営化法案が可決され、郵政公社は民営化されることになってしまった。だが、前述のように郵政民営化法案にはデメリットが多い。そのため、政府は、郵政民営化法案を早急に見直し、私が提案した改革方法のような郵政三事業の個々の役割・事情にあった改革をするべきである。

(<http://www.zaimu.japanpost.jp/tokei/index.html>)より。

【参考文献】

【書籍】

- ・松原聡著 『郵政民営化でこう変わる - 「国営神話」には、もうだまされない』 角川書店 2001年8月10日
- ・日経ビジネス編 『誰も知らない郵政帝国』 日経BP社 2002年7月1日
- ・野田由美子編 『民営化の戦略と手法』 日本経済新聞社 2004年8月25日
- ・竹中平蔵著 『郵政民営化 - 「小さな政府」への試金石』 PHP研究所 2005年3月4日
- ・東谷暁著 『民営化という虚妄』 祥伝社 2005年3月25日
- ・青柳孝直著 『第二のビッグバン 「郵政民営化」の衝撃』 総合法令出版株式会社 2005年4月6日
- ・跡田直澄著 『郵貯消滅 - 超借金国家・日本を破産させないために』 PHP研究所 2005年5月6日

【web ページ】

- ・日本郵政公社ホームページ (<http://www.japanpost.jp/>)
- ・日本郵政公社統計データ (<http://www.zaimu.japanpost.jp/tokei/index.html>)
- ・内閣府 経済財政諮問会議ホームページ (<http://www.keizai-shimon.go.jp/index.html>)
- ・内閣官房郵政民営化推進室ホームページ (<http://www.yuseimineika.go.jp/index.html>)
- ・首相官邸ホームページ (<http://www.kantei.go.jp/index.html>)
- ・財務省ホームページ (<http://www.mof.go.jp/index.htm>)
- ・総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>)
- ・ヤマト運輸ホームページ (<http://www.kuronekoyamato.co.jp/>)
- ・みずほフィナンシャルグループホームページ (<http://www.mizuho-fg.co.jp/index.html>)
- ・日本生命ホームページ (<http://www.nissay.co.jp/>)
- ・日本銀行ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>)
- ・金融庁ホームページ (<http://www.fsa.go.jp/>)
- ・全国銀行協会ホームページ (<http://www.zenginkyo.or.jp/index.html>)
- ・社団法人 生命保険協会ホームページ (<http://www.seiho.or.jp/>)